

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等支援及び  
実測調査業務仕様書

1 委託業務名

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等支援及び実測調査業務委託

2 目的

「九年庵（旧伊丹氏別邸）」は、佐賀の大実業家・伊丹家によって明治時代に築かれた別邸・庭園で、モミジと苔庭、数寄屋造の建造物が周囲の自然と調和した価値ある文化財として国の名勝に指定されており、その価値を多くの県民に触れ親しんでもらうため、これまで春の新緑、秋の紅葉の時期に期間限定で一般公開を実施している。しかし、老朽化等の問題から庭園内建造物内部の公開・活用はできておらず、公開範囲は庭園の一部に留まるなど限定的であり、県民が九年庵の本質的価値を十分に享受できていない状況にある。

本事業では、「九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等業務」の受託者と県への文化財技術指導及び、そのために必要な状況確認と実測調査を目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の日から令和7年3月28日（金曜日）まで

4 履行場所

佐賀県政策部（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）

九年庵（佐賀県神埼市神埼町的字仁比山）

5 業務の内容

- ・九年庵の長期的な利活用を前提にした利活用方針を策定するために、県及び「九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園利活用方針策定等業務」の受託者への文化財技術指導を行う。（現地での指導を4回程度想定、必要に応じてメールやオンライン会議等での指導を実施する場合がある。）
- ・現地の状況確認と立体フレーム解析による構造図作成に必要な実測調査（現地での状況確認と実測調査を4回想定）

6 業務遂行上の留意事項

(1) 既存の計画との内容の整合性

本業務の遂行にあたっては、令和4年度に策定した「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画」及び令和5年度に策定した「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園

整備基本計画」の内容を考慮したうえで業務を実施すること。

## 7 打ち合わせ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

当初：業務着手時

最終：成果品納入時

## 8 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。
- (2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時まで責任を持って佐賀県に返還するものとする。

## 9 成果品

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 業務報告書                         | 2部 |
| (2) 状況確認及び実測調査結果報告書               | 2部 |
| (3) 電子媒体（報告書の電子ファイルをCD-R等に記録したもの） | 2部 |

## 10 成果品納入場所

佐賀県政策部（〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号）

## 11 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

## 12 その他

### (1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用すること

とし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 受託者が本業務により新たに制作したデータや写真、イラスト、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）、意匠権等は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県がこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。

(3) 制作物の中に、佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

(4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

(6) 九年庵敷地内には電源、ガス、水道が備わっていないため、利活用方針の文化財技術指導にあたっては十分に考慮すること。

(7) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。

イ 受託業務目的以外の利用の禁止

ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止

エ 業務従事者による個人情報保護の誓約

オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

(8) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

(9) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとする。